

令和元年 11 月 25 日

おはようございます。連絡係の稲垣です。自分自身を振り返り、この保険制度に関わる仕事をしていなければ、こんなにも法律文書を読む機会は、人生の中で大きく占めないんじゃないか。おかげでずいぶん慣れてきました。ただ、その昔の官報形式でなく、会議資料など様々なものがすぐに見れる今の世の中は、正しい読み方が出来れば、いい世の中ともいえるかなあ。

さて、介護保険給付費分科会の資料です。検討案として以下の資料がありました。市内の皆様と共有したいと思います。

よろしくご査収ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07850.html

以下の内容が盛り込まれています。

○中略 …管理者が主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとしてどうか。

…中略、令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と「改善計画書」（仮称）を保険者に届出た場合は、管理者が主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとしてどうか。

株式会社 五月商店 介護支援部

営業部長 稲垣 光晴

<http://www.satsuki-5.co.jp>

mitsuharu@satsuki-5.co.jp

〒509-0133 岐阜県各務原市鵜沼古市場町 2-56-3
